**災害時における被災者支援等への対応に関する要望書**

　平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震は、大阪で観測開始以来初めてとなる震度6弱を観測し、府内では6名の方がなくなり、369名もの方が負傷するなど、大きな被害をもたらしました。その後も平成30年7月豪雨、9月には大阪で過去最高の潮位を観測した台風第21号など、相次ぐ自然災害に見舞われ多大な被害が生じ、市町村支援、被災者支援に関し様々な教訓を得たところです。

　大阪府としてもこれらの教訓に基づき、新たな市町村支援施策の実施や独自の被災者支援制度の取り組みを行ってまいりますが、国におかれましても必要な措置を講じられるよう下記のとおり要望いたします。

記

**1．被災者生活再建支援制度の見直し**

○ 　被災者生活再建支援制度の適用について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災地域が支援の対象となるよう、見直しを行うこと。

**２．災害救助法における救助範囲の拡大等**

〇　災害救助法で「救助」として規定されている住宅の応急修理、応急仮設住宅の供与などの実施に不可欠である、家屋被害認定調査、罹災証明書の発行に係る経費を災害救助費の対象に含めること。

また、行政職員が不足する中、避難所運営などの「救助」の実施に関し、NPOや民間事業者への業務委託に係る経費について、被災地の実情に応じた柔軟な対応を行うこと。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３１年２月

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府知事　松井　一郎